

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の同社C支社において営業担当として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、自転車で通勤途中、バイクと衝突し負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、D病院に救急搬送されて「頭部打撲、顔面打撲擦過傷、左膝打撲擦過傷」と診断され、同月〇日、Eクリニックに転医し「腰部捻挫、両膝打撲傷、頸部挫傷、顔面挫傷」と診断された。請求人は、その後も複数の医療機関に受診し、療養を継続した。

請求人は、上記傷病は通勤上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、休業給付を請求したところ、監督署長は、請求人の傷病は通勤上の事由によるものと認め、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業給付を支給する旨の処分をしたものの、請求人の傷病は同年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）したものと判断し、同月〇日以降の休業給付については、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件災害による傷病は平成○年○月○日に治癒したとして、同月○日以降の休業給付を支給しないとした監督署長の判断が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、請求人に発症したCRPSは本件災害との因果関係が認められており、治療が十分に施されたとは言えず、また、症状は災害後から続いており、今後、専門医における入院治療が終わってから治癒とすべきである旨主張する。

(1) 請求人が主張するCRPSに係る医学意見をみるに、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、診断名を左肩手症候群（複合性局所疼痛症候群CRPSタイプII）とし、その診断根拠として「本邦版CRPS判定指標によりCRPSタイプIIと診断し、加えてLankfordの分類による左肩手症候群と診断した。その根拠は、左上腕、前腕、手の浮腫状変化と疼痛、左肩関節可動域の制限等の臨床所見、サーモグラフィー所見であるが、レントゲン所見は正常であった。」と述べている。また、左肩手症候群の発症原因について同医師は、「経過についての知識は乏しく、また断定はできないが、今回の左肩手症候群は、平成○年○月○日の交通事故（本件災害）との関連性が全くないとは断定できない。」と述べている。

これに対し、G医師は、平成○年○月○日付け鑑定書において、「肩手症候群は、肩、首の外傷、心筋梗塞や脳血管障害などに合併するとされる原因を特定することが困難なRSDの病態であるが、受傷後約○年○か月が経過した平成

○年○月○日にH病院で撮影された両肩、両手部のX線像では、約○年○か月の長期にわたりCRPSのような持続する機能障害があれば、骨萎縮がみられるのが通常であるが、骨萎縮を含めて異常所見はなく、自覚症が持続している経過と合致していない。」と述べ、請求人の病態をCRPSとすることに懐疑的であるところ、「請求人の本件災害による外傷は軽度であり、続発したとされる線維筋痛症やCRPSの発症原因も本件災害によるとは確定されていないと判断される。」と意見している。

当審査会として、本件一件記録を精査したが、CRPSの分類上、明らかに神経損傷を認めるものがタイプⅡとされるどころ、I病院からEクリニックへの診療情報提供書に示されているように、神経伝導検査の結果、請求人には、少なくとも末梢神経系の問題はないことは明らかであり、また、F医師がCRPSタイプⅡと診断する根拠として挙げるサーモグラフィー検査の結果（乙23）を見ても、CRPSとされる左手と当該症状のない右手の皮膚温に有意な差があるものとも認められないことから、上記G医師の意見と併せ鑑みると、請求人がCRPSタイプⅡを発症したものと認めることは困難と判断する。

なお、仮に、F医師の診断どおりとしても、同医師は、「(請求人の)左肩手症候群は本件災害との関連性が全くないとは断定できない。」とするのみで、本件災害との関連性を示唆するにとどまり、ほかに本件災害と相当因果関係があるとする医学意見は認められないことから、G医師が意見するように、本件災害と左肩手症候群（CRPSタイプⅡ）との間に相当因果関係を認めることはできない、換言すれば、本件災害が相対的に有力な原因となって左肩手症候群（CRPSタイプⅡ）を発症したものと認めることはできないと判断する。

したがって、本件災害による傷病の治ゆについては、請求人が主張するCRPSの経過を考慮することはできず、あくまで本件災害による外傷の程度及び経過をもって判断すべきこととなる。

(2) 請求人は、本件災害による受傷後、D病院において「頭部打撲、顔面打撲擦過傷、左膝打撲擦過傷」と診断され、以降、外傷に関しては、複数の医療機関において、主に頭部、顔面（前歯を含む）、頸部、腰部、両膝に係る傷病名の下、療養を継続し、J医師により、受傷から○年○か月余り経過後の平成○年○月○日をもって治ゆとされている。他方、請求人は、その後も療養を続け、平成○年○月○日に受診したF医師により左肩手症候群（CRPSタイプⅡ）と診

断されている。

こうした請求人の療養経過を精査したG医師は、上記鑑定書において、「救急受診したD病院の平成〇年〇月〇日付けの診断書には、傷病名は『頸部打撲、顔面打撲擦過傷、左膝打撲擦過傷』で、『約1週間の加療を要する見込み。』とされているので、平成〇年〇月〇日の受傷は軽傷であったと推察される。」とした上で、「請求人の臨床所見に関する各医療機関の見解と画像所見から請求人には今回の受傷による器質的病変を示す他覚的所見や検査所見は認められていないと判断される。」と述べている。

当審査会としても、本件一件記録を精査したが、G医師が述べるように、本件災害に伴う器質的病変を示す他覚的所見や検査所見は認められず、受傷の程度は重篤なものであったとは認められないと判断する。

そうすると、請求人の受傷の程度から一般的に勘案しても、本件災害による外傷が治癒するまで〇年以上の期間を要するとは考え難く、遅くとも、J医師作成の障害給付請求書裏面診断書に示された平成〇年〇月〇日までには治癒していたとみるのが妥当であると判断する。

- 3 以上のとおりであるので、請求人の本件災害による外傷、ひいては本件災害による傷病は、平成〇年〇月〇日に治癒していたものと認められ、監督署長が請求人に対してした同月〇日以降の休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。